



中等・高等教育の漸進的無償化への道

水岡, 俊一

(Citation)

高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

(Issue Date)

2022

(Resource Type)

research report

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009286>



中等・高等教育の漸進的無償化への道

Pathways to the progressive introduction of free education in secondary and higher education

キーワード：社会権規約 International, Convention on Economic, Social and Cultural Rights[ICESCR]、第 13 条 2 (b)(c) Article13.2(b)(c)、無償教育の漸進的導入 progressive introduction of free education、1979 年留保／2012 年留保撤回 reservation in 1979／withdrawal of reservation in 2012、2009-2012 年民主党政権 Government of the Democratic Party of Japan in 2009-12、公共資産としてのレガシー legacy as a public asset

参議院議員 水岡俊一¹

はじめに

1979 年 6 月、日本は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（「社会権規約」）を批准した。この条約は、基本的かつ包括的な人権保障について定めた国際条約の一つであり、主に労働に関する権利、教育に関する権利、文化活動に関する権利等、国の施策により個人に認められる権利（社会権）について規定しているものである。

しかし、批准の際、当時の日本政府は同規約第 13 条 2 (b)及び(c)の規定（中等教育・高等教育）の適用に当たり、これらの規定にいう「無償教育の漸進的導入」という部分に拘束されない権利を留保している。つまり、日本としては「段階的にせよ無償教育を進めることの約束などできない」と言明したわけである。そしてこの留保付きの状況は 30 年以上続いた。

2009 年 9 月、民主党政権が誕生し、一部の課題を残したままではあるが高校授業料の実質無償化がほぼ実現した。また、奨学金や大学の授業料減免措置などが拡大し、学生を経済的に支援する施策が拡充された。このような状況のもと、2012 年 9 月、日本政府（民主党政権）はこの留保を撤回した。

本稿は、この社会権規約の中等・高等教育漸進的無償化条項に係る留保を撤回することをめぐる経過についてまとめようとしたものであり、参議院・外交防衛委員会調査室（中内康夫氏）が客観的な立場から経過についてまとめられた論文 [中内康夫（参議院外交防衛委員会調査室），2013]、弁護士・戸塚悦朗氏が国際人権法を研究する立場からまとめられた論文 [戸塚悦朗，2017]をもとに、筆者が渦の中にいた一人の国会議員として自身の体験や見聞きしたことを盛り込んで再編した²。なお、文中の組織名・肩書きはすべて当時のものである。

1. 社会権規約の締結と中等・高等教育漸進的無償化に係る留保

(1) 条約の留保と撤回

国家が条約に署名又は締結する際に、当該条約の目的・内容の全体には同意し、その締約国になる意思を有するものの、特定の規定の自国への適用についてその法的効果を排除し又は変更する旨の一方的宣告を行うことがあり、当該行為は「留保 (reservation)」と呼ばれる。日本も条約の署名又は締結に際し、時の政府の判断により、特定の規定に留保

¹ MIZUOKA Shunichi; Member of House of Councillors, the National Diet of Japan. 1956 年兵庫県豊岡市生まれ。中学校教諭、日本人学校派遣、教職員組合役員等の経験を経て 2004 年参議院議員初当選、現在 3 期目。2012 年 9 月の留保撤回当時は野田内閣にて内閣総理大臣補佐官 (2011.9～2012.10)、他に参議院内閣委員長 (2013.10～12、2014.1～9)。共著『「民意」と政治的態度のつくられ方』（太田出版 2022）、「平和・人権・憲法」『ひょうご部落解放』(119)2005、など。

² 大幅な引用を承諾いただいた中内康夫氏と戸塚悦朗氏には深く感謝申し上げます。

した例がこれまでもある。そして、こうした条約の留保については、各締約国の判断で後日撤回することができる。

(2) 社会権規約及び自由権規約の批准と留保

社会権規約と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（「自由権規約」）は、「世界人権宣言」の内容を基礎とした国際条約であり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものとされている。社会権規約は「国際人権A規約」とも言われ、労働に関する権利、教育に関する権利、文化活動に関する権利などの社会権について定めている。自由権規約は「国際人権B規約」とも言われ、身体の自由と安全、移動の自由、思想・良心の自由、差別の禁止、法の下での平等などの自由権を保障するものである。両規約は、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効している。

日本政府は、1978年5月に社会権規約及び自由権規約に署名し、国会の承認を経た後の1979年6月に両規約を批准した（同年9月効力発生）。ただし、批准に際して、社会権規約の第7条(d)（労働者への休日の報酬の支払い）、第8条1(d)（ストライキ権の保障）並びに第13条2(b)及び(c)（中等・高等教育の漸進的無償化）の規定に係る留保を付している。

この中の教育に係る規定について少し説明を加える。第13条2(b)項では中等教育、(c)項では高等教育について、「すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的導入により」、すべての者に対して機会が与えられることを締約国が認めなければならない旨を規定しているが（下記条文参照）、日本政府は批准に際しこれらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保すると宣言した。つまり政府としては、「一気にではなく漸進的な進め方にしろ、教育の無償化を進めなければならないと決めつけられるのはまっぴらごめんだ」と言ったに等しい。

(参考) 社会権規約第13条(抄)

第13条1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a)初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b)種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

(c)高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。

(d)基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。

(e)すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

(以下略、下線は筆者加筆)

(3) 条約の留保条項と国会承認

日本国憲法は、「条約を締結すること」は内閣の職務と定めつつも、その締結に当たっては「国会の承認を経ることを必要とする」と規定している。（第73条第3号）

日本政府はこれに基づき条約の締結に際し、その承認を求める議案（条約の承認案件）を国会に提出している。条約に留保を付する際には、条約に元々存在する留保条項（当該留保を認める規定）に関係する場合とそうでない場合があり、関係する場合は条約の承認

案件が国会で承認されれば、留保条項に基づき留保を行うこと、また後日、その留保を撤回することは、いずれも外交関係の処理の一環として国会承認なしの行政府限りで実施し得るものであるとしている。

他方、留保条項が存在しないのに留保を行おうとする場合には、政府は条約の承認案件を国会に提出する際に留保の内容を示した別紙を添付しており、日本が行う予定の留保の内容を明らかにした上で条約締結について国会の承認を求めることとしている。社会権規約の留保もこのケースにあたり、政府が1978年6月9日第84回国会に提出した社会権規約の承認案件には、下記のとおり留保の内容を示した別紙が添付されていたことに注目したい。

また、無償教育の漸進的導入が留保条項に入っていないことは、国連で人権規約を起草した段階において、締約国が臆面もなく無償教育の漸進的な導入という部分に拘束されたくないことを主張することを想定していなかったのではないかと思わせる。以下の第84回国会に提出された国際規約の締結についての承認を求める議案を参照いただきたい。特に、別紙の留保についての記載が、後の日本社会に極めて大きな影響を与えたということを忘れてはならない。

(参考) 社会権規約の締結の承認を求めて政府が国会に提出した議案(第84回国会)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約を、別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この規約は、基本的人権のうち主として、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利等いわゆる社会権の完全な実現を漸進的に達成するため、締約国が行動をとることをその主な内容とするものであつて、この規約を締結することは、人権の保障に関する我が国の姿勢を内外に示すものとして望ましいと考えられる。もつとも、我が国としては、この規約中の公の休日についての報酬の規定、同盟罷業をする権利についての規定並びに中等教育及び高等教育における無償教育の漸進的導入についての規定に関しては、その内容にかんがみ、留保を付することが適当と認められる。よつて、所要の留保を付してこの規約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

[別紙]

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に関する日本国政府の留保

1 日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第七条(d)の規定の適用に当たり、この規定にいう「公の休日についての報酬」に拘束されない権利を留保する。

2 日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第八条(d)の規定に拘束されない権利を留保する。ただし、日本国政府による同規約の批准の時に日本国の法令により前記の規定にいう権利が与えられている部門については、この限りでない。

3 日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第十三条2(b)及び(c)の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保する。

(下線は筆者加筆)

(4) 国会の審議

上記の承認案件が提出された国会では、「留保」を付することの適否も議論になったことが記録されている。1979年5月22日第87回国会で、当該条項に留保を付する理由を質された内藤誉三郎文部大臣は、次のように述べている。

「後期中等教育(日本では高等学校等が該当)及び高等教育(日本では大学等が該当)について、私立学校の占める割合が大きいわが国では、私学進学者との均衡等から国公立学校についても妥当な程度の負担を求めることとしている。また私立学校を含めて無償化を図ることは、私学制度の根本に係ることであり、したがって漸進的にせよ無償化の方針

をとることは適当でない」

当時の政府は、私学に対しその立場を尊重・擁護することが必要だからという理由を並べ立てたが、人権としての教育に対する理念が貧弱であり、ある意味で後期中等教育や高等教育は特権であると考えていたと思わざるを得ない。当時、社会権規約の締約国の中で当該規定に留保を付していたのはルワンダのみであり、高等教育の無償化が実現していない英国、フランス、イタリアなども留保を付さずに締約国となっていた。この点について政府は「他国が留保していないのは、無償化について漸進的にせよ最終的には達成し得るという確信なり政策を持っていると解釈せざるを得ない」との認識を示し、日本については、上記の私立学校の位置付けなどの問題に加え、子どもの数が増え続け、進学率も高まる中で、その財政的負担がどのようなようになるのか明確な見通しを持ってないといった事情もあり、「漸進的にせよ、無償化の方針をとるだけの確信がまだ持てない」との見解に終始した。

他方、社会権規約に付した留保を将来撤回する可能性について質された園田直外務大臣は、「人権規約は、留保条項なしに批准をするのが望ましい姿ではあるが、残念ながら、時間その他の関係で政府部内の意見が統一をできなかったことを恥じている」と釈明した上で、「人権規約について留保した事項は、これは当然、将来、法的な解釈その他は別として、解除する方向に努力をし、また、そういう責任がある」との認識を示した。

また、衆参の外務委員会では社会権規約及び自由権規約の採決に当たり、それぞれ委員会としての意見を表明する決議を行ったが、その中には、「国際人権規約の留保事項につき、将来の諸般の動向を見て検討を行うこと」（衆議院）、「留保条項については、将来の諸般の動向をみて検討すること」（参議院）を政府側に要望する指摘が含まれていた。当時の大臣答弁や国会の委員会決議からは、社会権規約に付した留保については、条件を整えば早々に撤回すべきものとの認識が伺われることがわずかな救いである。

しかし、現実には、2012年9月に第13条2(b)及び(c)（中等・高等教育の漸進的無償化）に係る留保の撤回が行われるまで30年以上の年数を要することとなり、第7条(d)（労働者への休日の報酬の支払い）及び第8条1(d)（ストライキ権の保障）に係る留保は現在も継続している。

その後、第101回国会において、奨学金貸与事業等を行う日本育英会について定める日本育英会法案（全部改正）の審議が行われた際、衆参の文教委員会はそれぞれ同法案に対する附帯決議を行ったが（衆議院は1984年7月4日、参議院は同月26日）、両決議には、いずれも「国際人権規約第13条2(b)及び(c)については、諸般の動向をみて留保の解除を検討すること」との項目が掲げられた。

(5) 社会権規約委員会からの留保撤回の勧告

社会権規約の締約国は、同規約に定められた権利の実現のためにとった措置等を国連に報告することが義務付けられており（第16条、第17条）、締約国から提出された報告書は国連の社会権規約委員会において審査される。

日本政府は1998年8月に第2回社会権規約報告書を提出した。その後、日本の報告書に対する審査が行われた結果、2001年8月、社会権規約委員会の最終見解が示された。この中では、日本が社会権規約に付している第7条、第8条、第13条の留保に関し、「委員会が受け取った情報によれば、それらの権利の完全な実現はまだ保障されていないことが示されている一方、締約国が前述の条項で保障された権利をかなりの程度実現しているという理由に基づいて、留保を撤回する意図がないことに特に懸念を表明する」とし、日本に対して「（第7条、第8条、第13条に付した）留保の撤回を検討することを要求する」との勧告が行われた。これに対して日本政府は「最終見解に対する締約国の意見」を委員会に提出し、留保に関しては「これらを撤回するか否かは締約国の主体的な判断に委ねられるべきである」と考えた」と表明した。この言葉はまさに「余計なおせっかいだ」と言わんばかりの捨て台詞に等しいと思わざるを得ない。先進国の一員としてはいささか冷静さ

を失っており、国際常識を無視する傲慢さを感じる。

その後、2009年12月、日本政府は、第3回社会権規約報告書を提出した。この中では第13条の「後期中等教育及び高等教育の無償化等」への措置に関して、「後期中等教育及び高等教育に係る経費について、負担の公平や無償化のための財源をどのように確保するのか等の観点から、これらの教育を受ける学生等に対して適正な負担を求めるという方針を採っていること等から、我が国は、社会権規約第13条2(b)及び(c)の適用に当たり、『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束されない権利を留保している。しかしながら、教育を受ける機会の確保を図るため、経済的な理由により修学が困難な学生等に対しては、独立行政法人 日本学生支援機構、地方公共団体及び公益法人等が奨学金事業を行っているとともに、授業料減免措置が講じられているところである」と従来どおりの説明を行い、留保の撤回を検討するといった記述はなかった。

ただし、この時の報告書に「2009年9月に新政権が成立しており、本報告のいくつかの項目につき再検討を開始している」との注記が加えられていたことは、注目に値する。

2. 民主党政権の発足と留保撤回の動き

(1) 高校授業料無償化にむけた動き

2004年7月、第20回参議院通常選挙で筆者は初めて当選し、議員としての任務が始まった。その選挙は改選議席の過半数を、民主党をはじめとした野党が制する歴史的な結果となった。その頃、民主党の文部科学部会では、日本の教育改革をどのように進めるべきかという議論が続けていた。その中で、社会権規約を遵守する立場からまずは高校の授業料を無料にすべきだという議論が沸き起こり、筆者は同僚議員たちと「高校授業料無償化法案」を立案することとなった。

3年後、2007年7月の第21回参議院通常選挙で、再び野党が改選議席の過半数を占めたことから、参議院の議席数において野党と与党が逆転したのである。このことにより、参議院では野党提案の議員立法でも容易に可決する状況が生まれた。

その後、筆者は高校教育の実質的無償化のための民主党提案による議員立法を二度にわたって院へ提出したが、2008年は審議未了、2009年は参議院を通過したが惜しくも衆議院が解散、総選挙となったため審議未了となった。しかし忘れてはならないのは、部会の議論で社会権規約13条の留保撤回を重要視していたことであり、民主党提案の日本国教育基本法案(2006年5月、2007年2月国会提出)の立案においても、高校教育の無償化だけでなく大学教育の漸進的無償化のための条文を盛り込んでいたことである。この法案に深く関わったのは、参議院議員の西岡武夫氏、興石東氏、鈴木寛氏をはじめとする民主党の文教グループである。筆者はこのとりくみの中で社会権規約を研究したことにより、その後の活動の方向性を確認することとなる。

(2) 政権交代と鳩山新政権が示した政策目標

2009年9月、本格的に与野党の議席数が逆転する政権交代が起き、民主党は社民党、国民新党との連立政権を樹立した。その前月の第45回衆議院議員総選挙において、民主党はマニフェストで「高校は実質無償化し、大学は奨学金を大幅に拡充する」ことを選挙公約として掲げていた。

政権交代した5カ月後の2010年1月、鳩山由紀夫首相は施政方針演説において、「すべての意志ある若者が教育を受けられるよう、高校の実質無償化を開始する。国際人権規約における高等教育の段階的な無償化条項についても、その留保撤回を具体的な目標とし、教育の格差をなくすための検討を進める」と表明した。

日本政府として初めて社会権規約に係る留保の撤回を具体的な政策目標として掲げ、施策を進めていく方針を明らかにしたことにより、人権としての「教育」を捉えなおす一歩を踏み出すこととなった。

(3) 「高校無償化法」の成立とその影

鳩山首相の施政方針（実質無償化）を受け、直ちに立法措置がとられ、2010年3月に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（「高校無償化法」）が成立し、同年4月1日に施行された。同法は、公立高校について、原則として授業料の不徴収を地方公共団体に義務付けるとともに、私立高校等については、原則、公立高校の授業料相当額を就学支援金として生徒に支給し、低所得世帯には加算支給ありとしていた。

高校無償化法が成立する直前、参議院文教科学委員会の与党筆頭理事である筆者は、夜も眠れぬ日々を過ごしていた。急遽の立法でその法案審議日程は極めて厳しく、参議院での審議がはじまったのは3月下旬であった。それにも関わらず、法案では施行日を新年度である4月1日（木）と設定していて、間に合わせるには委員会採決を3月30日（火）、本会議採決を31日（水）24時までに行うことが絶対条件となっていたからである。委員会や本会議での採決は与野党合意が原則とされており、与野党協議に少しでも狂いが生じると新年度に間に合わないという綱渡り審議であった。当時の委員長や野党理事（いずれも自民党）の真摯な対応に心から感謝している。

高校無償化法が成立したことは、この上ない喜びであったが、この法律成立の陰には大きな問題が潜んでいた。それは朝鮮学校差別問題を引き起こしたことである。当初筆者が構想していた議員立法案ではそれを惹起させない仕組みを盛り込んでいただけに、極めて残念であり慙愧に耐えない。

(4) 留保撤回に向けた環境

2010年10月19日参議院文教科学委員会において、高木義明文部科学大臣が次のように述べている。

「今年度実現をした高等学校の授業料無償化を着実に進めるとともに、高校段階の授業料以外の教育費負担の軽減や大学の授業料減免、無利子奨学金の拡充など、国際人権A規約における漸進的無償化条項の留保撤回も視野に、経済的支援の充実に努めてまいります」

高校無償化法は、その提案説明の中で「我が国はこの（漸進的無償化）規定を留保していることから、この留保の撤回に向けた施策を進めることが求められております」と述べられていた。この法律の成立により、社会権規約第13条2(b)（中等教育の漸進的無償化）については、2010年の段階で留保撤回の条件の一つが整ったと言える。

同年10月29日の衆議院文部科学委員会では、鈴木寛文部科学副大臣が留保撤回の可能性を質された際、次のように答弁している。

「お尋ねございました十三条の(b)につきましては、高校無償化法案の成立によりまして留保撤回の条件が整ったというふうに理解いたしております。そして(c)について、今鋭意折衝を行っているところでございまして、(c)は高等教育でございまして、『すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする』となっておりますが、この漸進的導入というものの裏付けとなる、そうしたことがどのようなものであればその裏付けとなるのかということを含めて詰めているところでございます。今、奨学金の充実に、あるいは特に授業料減免について要望、要求を行っておりますが、我が国は昭和五十七年以来、例えば国立大学等におきましては授業料減免比率を上げてまいりました。そうしますと漸進的な要するに減少になっておりませんので、これでは(c)項の確保はできません。したがって、来年度はこの授業料減免比率を引き上げていく、そういったことについての要望、要求を今行っているところでございます」

鈴木寛文部科学副大臣はこのように、次年度以降大学の授業料減免比率の引上げや奨学金充実に等しい経済的負担軽減策を拡充することにより、(c)項の留保撤回に向けての環境を整備していきたいとの意向を表明した。

その後、民主党政権は2011年度及び2012年度において、大学の授業料減免比率の引上

げや奨学金充実等の経済的負担軽減策を採り、関連予算が拡充され留保撤回の環境整備を進めた。

(5) 民主党政権による留保撤回の通告

2012年2月9日の衆議院予算委員会において、社会権規約の中等・高等教育漸進的無償化条項に留保を付しているのは日本とマダガスカルのみとなっている状況の中で、高校授業料の実質無償化、奨学金や大学の授業料減免措置などの拡大が実現した今日、留保を撤回する時期に来ているのでないかとの指摘を盛り込んだ質疑が行われた。

玄葉光一郎外務大臣は、武正公一衆議院議員の質問に次のように答弁する。

「今おっしゃったように、基本的人権の国際法上の条約ということで、いわゆる社会権規約と自由権規約とある。今、高校の実質無償化というものが始まって三年目になってきた。したがってこの問題の関係について精査をしてくれています。また、大学教育も、今経済的な負担軽減というものをふやしておりますから、その関係について精査をしてくれました。結論は、今武正委員がおっしゃったように、留保については撤回するという方向で調整するよう事務方に今般指示をしたところでございます」

その後、官邸の積極的な態度のもと外務省、文部科学省等の関係省庁間で留保撤回に向けての検討・調整が行われた結果、2012年9月11日野田内閣は当該留保を撤回することを閣議で決定し、同日その旨を国連事務総長に通告した。当該留保撤回の効力は、通告を行った当日より生じるため、日本は、同日から、社会権規約第13条2(b)及び(c)の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「無償教育の漸進的な導入」という部分に拘束されることとなった。

おわりに

2012年11月16日、野田佳彦首相は衆議院を解散し、解散後の総選挙で民主党は政権を失ってしまった。しかし、留保撤回の国連への通告は、ぎりぎり民主党政権下で実現する。もう少し留保撤回の通告が先に延びていれば、民主党のマニフェストと鳩山首相の施政方針演説でなされた約束は反故になって、留保撤回は実現できなかった可能性が濃厚である。まさに間一髪の政治ドラマの末に留保撤回が実現したのだ。

筆者は、2022年5月玄葉光一郎元外務大臣に当時の記憶を尋ねてみた。玄葉元大臣は、「武正さんの質疑を受けるという中で、外務省総合政策局と協議したことを覚えていますよ。当時、総合政策局を統括していた鶴岡局長はとても意識の高い方で難民問題にも強い関心があり、この留保撤回について真剣に議論を重ねました。結論としては、『無償化への取り組みも徐々に進み、機は熟してきた。あとは大臣としての政治判断』となったので、私が決断しました」と話した。更に「もし仮に留保撤回した後に、それを撤回するようなことはあるのかと問い質されたこともあったが、政権が変わってもそりゃないよと言い切った覚えがある」と続けた。「人に対して投資をしていくということは、私たち民主党政権が掲げる政策の最大の柱だったね」と語る玄葉元大臣の言葉が耳に残った。こうして経緯を振り返る中で、中等教育及び高等教育の漸進的無償化に関する留保の撤回は、民主党政権が3年間の全政治生命をかけて実現した貴重な公共資産としてのレガシー（遺産）であったと確信している。

【引用文献】

- ・戸塚悦朗 2017「社会権規約13条2項(b)(c)に関する留保撤回への道—国際人権法政策研究所が残したレガシーと無償教育実現への展望—」『龍谷法学』50(1)、73-113。
- ・中内康夫（参議院外交防衛委員会調査室）2013「社会権規約の中等・高等教育無償化条項に係る留保撤回—条約に付した留保を撤回する際の検討事項と課題—」『立法と調査』(337)、44-55。